平成２４年（フ）第６４１号
神奈川県小田原市入生田166番地　太田テラスハウスＦ－２
債務者　伊藤　秀人
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第６６０号
神奈川県平塚市花水台10番21号　花水台ハイム
債務者　馬場　一枝（旧姓市澤）
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４８６号
新潟市北区早通北５丁目２番42―12号
債務者　澤田紫穂美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４４号
愛知県一宮市北園通１丁目７番地
債務者　三須　一男
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第３７３号
愛知県岩倉市本町上郷28番地１
債務者　鈴木　優子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第９５３号
京都市上京区寺之内通千本東入新猪熊町399番地
債務者　日置　祥吾
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０２９号
京都府八幡市橋本東浄土ケ原16番地の７
債務者　中里　彰宏
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０３０号
京都市伏見区深草柴田屋敷町60番地１　西沢マンション302
債務者　山本　幸緒
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２７９号
京都府京田辺市三山木谷垣内３番地２　谷垣内団地107号
債務者　白石　崇貴
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３０２号
京都市西京区大枝東新林町１－２　東新林市営住宅３棟206号山内方、住民票上の住所京都府向日市上植野町下川原41番地の51
債務者　造田　英敏
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１３８８号
京都市右京区西院下花田町19番地
債務者　紀井　秀明
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６０号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地３―508
債務者　杉浦　　厳
1　決定年月日時　平成24年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
静岡県富士市本市場108番地の３　田畑新聞店双葉寮201号、前住所埼玉県熊谷市大原２丁目３番54号
債務者　門叶　裕介
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第２２５号
静岡県富士市本市場108番地の３　田畑新聞店双葉寮201号、前住所埼玉県熊谷市大原２丁目３番54号
債務者　門叶　雅美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７１４号
千葉県松戸市河原塚30番地の１　グレースレジデンスカワマゴ１Ｂ―101号
債務者　石田　和弘
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１５号
千葉県松戸市河原塚30番地の１　グレースレジデンスカワマゴ１Ｂ―101号
債務者　石田　智香
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第７１６号
千葉県流山市野々下５丁目972番地の９
債務者　山岸　幸世
1　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部